

## 別紙3

### 川俣町子育てコミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

令和7年9月19日  
教委規則第3号

#### (目的)

第1条 この規則は、川俣町子育てコミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（令和7年川俣町条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 川俣町子育てコミュニティセンター（以下「子育てコミュニティセンター」という。）については、川俣町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

#### (休館日)

第2条 子育てコミュニティセンターの休館日は次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を臨時に変更することができる。

#### (使用時間)

第3条 子育てコミュニティセンターの使用時間は、午前10時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

3 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなすものとする。

#### (使用許可の申請)

第4条 条例第6条第2項の使用許可を受けようとする者は、子育てコミュニティセンター施設使用許可申請書（様式第1号。以下「施設使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

#### (使用の許可)

第5条 教育委員会は、前条に基づく施設使用の許可について、当該申請した者に対し子育てコミュニティセンター施設使用許可通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 条例第13条に定める指定管理者に子育てコミュニティセンターの管理を行わせる場合、前条及び前項の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、読み替えるものとする。

3 前条及び前2項の規定にかかわらず、条例第4条第4号の施設については、別に定める簡易な方法により申請を受け付け、使用許可を通知することができる。

#### (使用料の減免)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、施設使用料の全部又は一部を減免することができる。

(1) 条例第2条に定めた施設の設置目的に基づき、町又は教育委員会が後援する

## 事業 半額

- (2) 条例第2条に定めた施設の設置目的に基づき、町又は教育委員会が主催又は共催する事業 全額
  - (3) こども基本法（令和4年法律第77号）第3条に定めた基本理念の達成のため、こどもが主体的に実施する活動 全額
  - (4) 前3号に定めるもののほか、町長が特に公益上必要があると認めた場合 町長が定める額
- 2 前項の規定に基づく施設使用料の減免を受けようとする者は、第4条に定める施設使用許可申請書の提出に合わせて子育てコミュニティセンター施設使用料減免申請書（様式第3号。以下「減免申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定に基づく減免申請書を受理したときは、教育委員会は、当該申請したものに対し、子育てコミュニティセンター施設使用料減免決定通知書（様式第4号。以下「減免決定通知書」という。）により、減免の可否について通知するものとする。
- 4 第1項第1号及び第2号に基づく減免を受けようとする者が川俣町教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱（平成29年教委告示第1号）第7条に基づく通知を受けたときは、減免申請書の提出及び減免決定通知書の通知に代えることができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、条例第4条第4号の施設については、教育委員会は、別に定める簡易な方法により減免申請を受け付け、施設使用料の減免を決定し、通知することができる。

### （使用申請の変更等）

第7条 第4条に規定する使用の申請及び第6条第2項に規定する施設使用料の減免申請の内容に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

### （使用料等の納入）

第8条 条例第10条に基づく使用料の納入は、別に定める納付書により前納しなければならない。

2 条例第18条に基づく利用料金の納入は、指定管理者と教育委員会が協議のうえ別に定めるものとする。

### （その他）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

教育長	教育次長	課長	係員	受理番号

子育てコミュニティセンター施設使用許可申請書

年　月　日

川俣町教育委員会 様

(指定管理者 様)

申請者 住 所  
団体等  
代表者氏名  
申請者氏名  
連絡先 (TEL - - - - )

次のとおり使用したいので申請します。

使 用 目 的						
使 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 ( 時間)					
使 用 す る 施 設	キッチン・食堂 多目的室1 多目的室2 コワーキングスペース					
使 用 者 区 分	小学生	中学生	高校生	子育て世帯	子育て支援者	一般 (計 人)
使 用 す る 備 品 等						
入場料・参加 費等の有無	有 ・ 無					
減 免 申 請	有 ・ 無	減免事由	第1号 (半額)	第2号 (全額)	第3号 (全額)	第4号 (その他)

処理事項	使用許可 可 ・ 否	使用料 (利用料金)			
		キッチン・食堂 @ 500 × H = 円	多目的室1 @ 300 × H = 円	多目的室2 @ 300 × H = 円	コワーキングスペース @ 100 × H = 円
		小計			
		減免額	円		
		合 計	円		

様式第2号（第5条関係）

受理番号

子育てコミュニティセンター施設使用許可通知書

年　月　日

申請者　住 所  
団体等  
代表者氏名  
申請者氏名  
連絡先　(TEL - - - - )

次のとおり使用を許可します。

川俣町教育委員会（指定管理者）

使 用 目 的						
使 用 日 時	年　月　日 ( ) 時　分 ～ 時　分 ( 時間)					
使 用 す る 施 設	キッチン・食堂　多目的室1　多目的室2　コワーキングスペース					
使 用 者 区 分	小学生	中学生	高校生	子育て世帯	子育て支援者	一般 (計　人)
使 用 す る 備 品 等						
入場料・参加 費等の有無	有　・　無					
減 免 申 請	有　・　無	減免事由	第1号 (半額)	第2号 (全額)	第3号 (全額)	第4号 (その他)

処 理 事 項	使用許可	使用料（利用料金）				
		キッチン・食堂 @ 500 × H = 円	多目的室1 @ 300 × H = 円	多目的室2 @ 300 × H = 円	コワーキングスペース @ 100 × H = 円	
可　・　否	小計	円				
	減免額	円				
	合 計	円				

様式第3号（第6条関係）

教育長	教育次長	課長	係員	受理番号

子育てコミュニティセンター施設使用料減免申請書

年　月　日

川俣町教育委員会 様

申請者 住 所  
 団体等  
 代表者氏名  
 申請者氏名  
 連絡先 (TEL - - - - )

次のとおり施設使用料の減免を申請します。

行 事 の 名 称	
主 旨 及 び 内 容	
開 催 期 日 ・ 期 間	
開 催 場 所	川俣町子育てコミュニティセンター
参 加 対 象 者 (人 数)	
他の後援・共催者 (予定を含む)	
参 加 費 等	有 • 無 内容 ( )

(注)

- 1 川俣町教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱に基づく後援等の申請をしている場合は、本書の提出は不要です。
- 2 事業の案内チラシ、事業収支予算書等、事業の内容を明らかにする書類を添付してください。
- 3 申請した内容に変更がある場合は、速やかに教育委員会にお申し出ください。

様式第4号（第6条関係）

受理番号

子育てコミュニティセンター施設使用料減免決定通知書

年　月　日

申請者　住 所  
団体等  
代表者氏名  
申請者氏名  
連絡先　(TEL - - - - )

次のとおり施設使用料の減免について通知します。

川俣町教育委員会

行 事 の 名 称				
主 旨 及 び 内 容				
開 催 期 日 ・ 期 間				
開 催 場 所	川俣町子育てコミュニティセンター			
参 加 対 象 者 (人 数)				
他の後援・共催者 (予定を含む)				
参 加 費 等	有　・　無 内容 ( )			

処理事項	減 免	理 由					
		承 認	減免事由	第1号 (半額)	第2号 (全額)	第3号 (全額)	第4号 (その他)
	不承認						